

公的年金を受給する
65歳以上の方は

年金から市県民税が 天引きされます。

年金
特別徴収

「年金特別徴収」とは年金を支給する日本年金機構などの年金保険者が、納税義務者（年金受給者）の年金にかかる市県民税を公的年金から天引きし、市町村へ直接納める制度です。※年金特別徴収(以下、特別徴収という)

【特別徴収の例】 ※個々人によって異なります

4月1日現在で満65歳の方

納付月	納付方法	納付税額	
(例)1年目 年税額 60,000円の場合			
4月			【6・8月】 年税額の4分の1
6月	普通徴収 (1期・2期)	15,000円	
8月		15,000円	
10月	特別徴収 (本徴収)	10,000円	【10・12・2月】 年税額の6分の1
12月		10,000円	
2月		10,000円	
(例)翌年 年税額 75,000円の場合			
4月	特別徴収 (仮徴収)	10,000円	【6・8月】 前年の年税額の6分の1
6月		10,000円	
8月		10,000円	
10月	特別徴収 (本徴収)	15,000円	【10・12・2月】 年税額から仮徴収分を差し引いた額 の3分の1
12月		15,000円	
2月		15,000円	

大きな所得内容・控除内容等の変更がなければ
引続き年金特徴になります。

大きな所得内容・控除内容の変更により、昨年年税額 75,000円から年税額 20,000円になった場合

納付月	納付方法	納付税額	
(例)普通徴収に切り替わる場合			
4月	特別徴収 (仮徴収)	12,500円	【4・6月】前年の年税額の6分の1 市県民税の決定が6月なので、8月からの 変更になります。差額の5,000円は後日還付 のお知らせをします。仮徴収で年全額を 引ききれたため特別徴収が停止となります。
6月		12,500円	
8月			
10月	年金停止 (特別徴収の 停止)		【10・12・2月】 年金停止のため普通徴収 年税額の4分の1
12月			
2月			
(例)翌年 年税額 30,000円の場合			
4月	年金停止		【6・8月】 年金停止のため普通徴収 年税額の4分の1
6月	普通徴収 (1期・2期)	7,500円	
8月		7,500円	
10月	特別徴収 (本徴収)	5,000円	【10・12・2月】 年税額の6分の1
12月		5,000円	
2月		5,000円	

大きな所得内容・控除内容等の変更がなければ
引続き年金特徴になります。

<特別徴収の対象となる方の条件>

- ①当該年度の4月1日現在で満65歳以上の方
※遺族年金や障害年金などの非課税の年金は、対象外です。
※対象となる年金が2つ以上ある場合は、そのなかの1つの年金から特別徴収されます。
- ②老齢基礎年金等から年額18万以上の年金の給付を受けている方。
- ③福津市で介護保険料が年金から引かれている方。
- ④特別徴収する市県民税が年間年金受給額を超えていない方。

<特別徴収の開始時期>

- ◎4月1日の時点で上記条件を満たす年の10月から特別徴収開始。

<金額の決定時期>

- ◎4月・6月・8月分は前年の年金に係る年税額を参考に仮徴収。
- ◎10月・12月・2月分で調整を行い本徴収。

<普通徴収に切り替わる場合>

- ①特別徴収の条件を満たさなくなった場合。
- ②年金の支払停止等により特別徴収ができなくなった場合。
- ③年度途中で課税内容が変更になった場合。
- ④亡くなられた場合 など・・・

<用語>

- ◎特別徴収→年金からの天引き。
- ◎普通徴収→納付書や口座振替による納付。

<注意>

- ◎年金から徴収される市県民税は年金収入にかかる分のみです。給与や事業収入がある方については別途、給与特徴や普通徴収で納付していただきます。